

令和7年7月22日
山善健康保険組合

被保険者各位

マイナンバーカードの保険証利用登録のお願いについて

令和6年12月2日から保険証の発行が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みになり、より良い医療を受けられるため、また、各種手続きをより便利にするために、マイナ保険証の利用をお願いしております。

カード保険証をお持ちの方は、継続してカード保険証が利用可能となっておりますが、令和7年12月2日以降は使用できなくなります。

つきましては、マイナンバーカードをお持ちの方で、マイナ保険証をご利用されていない方は、お早目にマイナンバーカードの保険証利用登録をしていただきますようお願いいたします。

厚生労働省 HP マイナンバーカードの健康保険証利用方法

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html

マイナンバーカードをお持ちでない方については、マイナンバーカード取得後に保険証利用登録をしてください。

(保険証利用登録されたマイナンバーカード)

Q マイナ保険証を作らないとどうなる？

A 12月を迎える前に、マイナ保険証の登録をしていない方に、有効期限付の「資格確認書」を一斉交付いたします。受診の際はマイナ保険証か資格確認書のどちらかをご利用ください。

Q なぜ健康保険証が使えなくなるの？

A 国により、受診はマイナ保険証が基本となり、令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が廃止に。現在は発行済の健康保険証に限り令和7年12月1日まで使える経過措置期間です。

健康保険証は 12月2日から 使えなく なります

ご注意ください！

Q マイナ保険証にするメリットは？

A 医師等への医療情報の提供で、良質な医療が受けられます。ほかにも医療費が高額になったときの手続きが不要になったり、確定申告での医療費控除が簡単になったりします。制度全体としては、なりすまし防止や医療DXの加速などがあげられます。

Q マイナ保険証を作るにはどうしたらいい？

A スマホなどでカードの作成から保険証利用登録までできます。

1 マイナンバーカードの作り方

申請

マイナンバーカード交付申請書を使います*

スマホ・PCから

証明写真機から

郵送で

受け取り

ハガキが届いたら指定場所で受け取り



詳しくはこちら



マイナンバーカード総合サイト

※交付申請書がない場合は、マイナンバーカード総合サイトからダウンロードし、郵送で申請してください。

2 保険証利用登録

スマホ

マイナポータルから



セブン銀行ATM

各種手続きの「健康保険証利用の申込み」から

医療機関・薬局

医療機関や薬局の顔認証付カードリーダーから

Q 早めにマイナ保険証にした方がよい？

A 病院でも利用登録はできますが、事前にやっておいた方が安心です。また、資格確認書の交付経費を削減するためにも早めの登録をお願いいたします。保険証廃止により、秋になるとマイナンバーカード交付の混雑が予想されます。マイナンバーカードをお持ちでない方は、7月までの申請をおすすめします。

マイナ保険証の登録を！

マイナンバーカードの電子証明書の更新もお忘れなく！

Q マイナンバーカードから情報流出はしない？

A カードのICチップには、カード表面に書かれている情報しか入っていません。所得情報や健康医療情報などは、マイナンバーカードと暗証番号を鍵として本人確認を行うことではじめて閲覧できます。また、医療機関に提供できる診療情報や薬剤情報なども、医療機関受付時に情報提供の可否を自分で選択できます。